

相談支援専門員定着支援補助金 Q&A

令和6年8月1日時点  
神戸市福祉局障害者支援課

1. 制度全般について

Q1. 申請時期は。

A. 通年受付しています。毎月10日までの申請受付分について、翌月下旬に支給決定通知を送付します。補助金のお支払いは年2回（11月、5月）となります。（9月10日までの申請受付分について、上半期の支払いが可能です。）

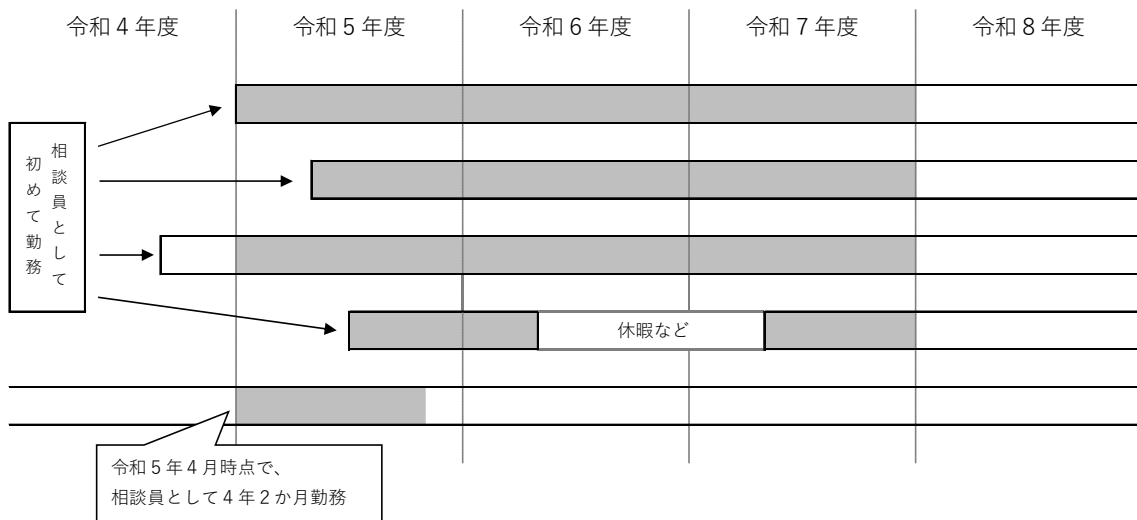
なお、年度内の申請は2月10日が締め切りとなりますので、ご注意ください。（2月11日から3月31日までの間に雇用・配置する場合のみ3月10日締め切りになります。）

Q2. 専門員としての勤務が5年以内であれば対象となるのか。

A. 対象となります。例えば、異動や退職等により専門員としての勤務期間に空白がある場合、当該期間を除いて通算5年間の対象となります。なお、当該補助金は令和5年4月分から令和7年度末までの実施を予定しています。

【補助対象期間の考え方】

■：補助対象となる期間



Q3. 他都市において専門員として勤務していた場合、通算勤務年数に入るのか。

A. 他都市での勤務についても通算年数に入ります。

Q4. 非正規職員であっても相談支援専門員であれば対象となるのか。

A. 対象となります。

Q5. 勤務年数はどのように証明するのか。

A. 神戸市監査指導部にご提出いただいている経歴書、もしくは過去の職歴等が分かるものをご提出ください。(自筆の履歴書等のみでの対応は致しかねます)

Q6. 事業所へ支給された補助金(9,000円)について、本人への支給にしか使用できないのか。

A. 当該補助金は、補助対象となる相談支援専門員が一定期間以上定着することを目的としているため、満額を本人に支給くださいますようお願いいたします。

Q7. 対象となる相談支援専門員が計画相談を10件以上担当していることは必須か。

A. 申請時点では問いませんが、補助対象となる期間においては必須です。ただし、新規利用者である必要はありません。

Q8. 申請後に、対象となる相談支援専門員が年度途中で退職した場合、在籍期間については交付対象となるか。

A. 交付対象となりますが、対象となる相談支援専門員に支出を行ったことがわかる書類を保存しておいてください。

## 2. その他要件について

Q9. 補助対象となる相談支援専門員は、基幹相談支援センターが開催する研修に原則毎回参加、障害者相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加しなければならないのか。

A. 補助対象となる相談支援専門員のスキルアップや、ネットワーク形成など、定着に大きな効果があると考えられますので、積極的に参加することを要件としています。

その他の要件につきましても、補助対象期間に満たすことができない場合は、別途神戸市より助言・指導を実施する場合がありますので、ご注意ください。

Q10. 「その他市長が認める要件」を満たさない場合とは。

A. 下記のような場合、要件を満たさないため、補助対象となりません。

(例)・申請内容に疑義が生じた場合

- ・代表者や役員、管理者、相談支援専門員本人等が申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者である場合や、事業所の指定取り消しを受けている場合
- ・代表者や役員、管理者、相談支援専門員本人等が申請前5年以内に障害者差別・虐待等により重大な指導を受けている場合 など